

～工事写真撮影にあたっての注意点～

※東京都からの通知文を抜粋※

【全般事項】

- ・ ピンボケ・手振れのないように撮影のすること。
- ・ 形状・寸法が求められる箇所については、箱尺等を当てて撮影すること。
- ・ 工事日付、工事箇所、撮影（作業）内容等がわかるように黒板・白板を用いて撮影すること。

【撮影すべき内容】

1 工事前

(1) 工事該当箇所

- ・ 各該当箇所の全体（遠景）の外、撤去工事や新設・建替工事の場合には基礎部分や舗装状況がわかるものを撮影のこと。

(2) 材料・部材

- ・ 材料については、原則として全数撮影のこと（LEDランプは必須）。なお、箱詰めの状態でも可とするが、入数が分かるように撮影し、一部は箱から出して形状等が分かるように撮影すること。
- ・ 材料については、メーカー品である場合、メーカー名や型番等も分かるように撮影のこと（特にLEDランプ）。

2 工事中

- (1) LEDランプ交換の場合には、交換前、交換後の状況が分かるように撮影のこと（灯具等で隠れてしまう場合には、その前の状況も撮影すること。）。

- (2) 交換したランプ（安定器等も）について、交換した状態を全基・全ての灯（ランプ）を各々撮影のこと（ランプについては、1基につき全数をまとめて撮影も可とする。）。

- (3) アームや灯具についても、上記(1)と同様に行うこと。

- (4) 基礎工事時は、掘削前、掘削中の撮影のほか、コンクリート打設中・後、舗装復旧前・中・後等、各段階で撮影のこと。なお、スパイラルの深さ・直径等が分かるように撮影のこと。

- (5) 舗装工事の場合には、クラッシャーランやアスコン等の厚さが分かるように撮影のこと。

- (6) アークード耐震補強工事等の塗装工事で、ケレン作業がある場合には、ケレン作業中も撮影すること。また、塗装中も撮影のこと。

3 工事後

(1) 工事該当箇所

- ・ 該当箇所の各々の全体（遠景）を撮影するほか、撤去工事や新設・建替工事の場合には基礎部分や舗装状況がわかるものを撮影のこと。
- ・ 街路灯の場合には、ランプ点灯状況も撮影のこと。

(2) 廃棄物

- ・ 工事により廃棄物処理するものも原則として全数を撮影のこと。